

公共交通網再編支援業務委託仕様書（案）

第1 業務名

公共交通網再編支援業務委託

第2 目的

本業務は、令和3年3月に策定した第3次秋田市公共交通政策ビジョン（秋田市地域公共交通計画）に基づき、将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現を図るため、データに基づく公共交通網再編素案の作成をはじめとする、本市の公共交通網の再編検討に対する包括的な支援を行うものである。

第3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日までとする。

第4 業務内容

1 計画準備

本業務の目的、趣旨を把握した上で、業務全体の方針や手順、詳細な工程計画を検討・立案し、業務計画書を作成する。

2 人流データを活用した需要分析

令和3年度に本市が導入した人流データ分析ツールからのアウトプットデータおよびその他の既存資料、または本業務の中で入手可能なデータを用い、本市における移動の需要の特性を整理する。

分析ツールからアウトプット可能な人流データは以下のとおりとし、提供するファイル形式はCSV形式を基本とする。

- ・市域全体の滞在メッシュ分布
- ・主要拠点の来訪者特性（時間帯特性、居住地特性）
- ・地区間OD

なお、需要特性については、積雪期・無積雪期、平日・休日、時間帯別等にカテゴリライズし、特徴を整理するものとするが、カテゴリライズについては、協議の上、決定する。

3 ICカード利用データ分析

秋田市内の路線バス等におけるICカードによる乗降データを用いて、バス停留所別、時間帯別等利用状況の見える化を図り、現況路線網の評価に活用するための簡易ツールを整備する。

整備するツールは、特殊なソフトウェアを導入せずとも利用できるものとし、データベース形式やWEBアプリ等方式は問わないが、分かりやすいユーザーインターフェースと十分なセキュリティが確保されていなければならない。

なお、ICカードの利用状況データはCSV形式で提供するものとし、データに含まれる項目は別表による。

4 現況公共交通ネットワーク評価および公共交通網再編案の検討

(1) 現況の公共交通路線網について、バス路線別の収支状況、本業務において整理した移動需要、ICカード利用状況、国勢調査データ等を用いて客観的に分析を行い、バス停留所圏域人口、任意地点からの移動時間圏、運行コストなどによる路線の効率性などについて評価を行うこと。

(2) 本業務での人流データ分析結果およびその他のデータ並びに本市の計画・方針をもとにし、現在の鉄道およびバスにより形成される本市の公共交通路線網を、乗換を前提とした、鉄道、バスおよびタクシー等小型車両による公共交通網へ転換するための再編素案を作成する。併せて、再編素案の実現に向けた作業内容やスケジュールを整理し、実行計画素案を作成する。

再編素案の作成にあたっては、現況路線網の評価同様、新規路線を含む素案に位置づける路線の効率性等を客観的に分析する。

また、再編素案においては、既存の交通モードに限らず、AIを活用したデマンド交通など、新たな交通モードの導入も検討すること。

(3) 現況評価および再編素案の検討にあたっては、GISシステムや経路作成ソフト等を利用し、容易に路線案の描画と検証が行えるツール等を活用すること。

ツール等については、現行GTFISデータ、人流データおよび単位当たり運行経費等任意のデータインプットが可能であり、なおかつ、検証過程および結果を公開可能なものとする。

(4) 素案の作成に先立ち、本年11月中旬を目途に、再編の方向性をA3用紙1枚程度にとりまとめ、公表するものとする。

5 料金体系モデルの検討および評価

バス料金のゾーン制・サブスクリプション制の導入に向けて、他都市での事例の収集および本市での導入に向けた課題を整理し、ICカードの利用を前提とした料金体系モデルの検討を行う。

6 共同経営体の検討

バスとタクシーを用いた、乗換を前提とした公共交通サービスの実現に向けた共同経営体（SPC、組合等）について、他都市（国内・国外問わず）における事例の収集を行うとともに、経営方式の検討や収益分配のあり方に関する検討を行う。

7 実証運行事業の企画・運営補助および評価

鉄道、バスおよびタクシー等小型車両による乗換を前提とした路線網の構築に向けて、一定のエリアおよび期間を定めた実証運行事業を実施するための企画、運営補助および結果の分析を行う。

なお、実証運行事業の対象エリアや期間、運行方式など、具体的な内容については、本業務での検討に基づき決定するものとするが、実際の運行にかかる費用負担等については、別途本市が地元交通事業者と契約等を締結し、実証運行事業として実施するものとする。

8 業務報告書の作成

検討内容を報告書として取りまとめる。

9 打合せ協議

打合せ協議は、原則としてオンラインミーティングとし、実施回数は、初回、中間（4回）、納品時の計6回とする。

第5 業務計画書の提出

- 1 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、委託者に提出し承認を得ること。
- 2 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - (1) 検討業務内容
 - (2) 業務工程表
 - (3) 業務実施体制および組織図
 - (4) 配置技術者一覧表および経歴書
 - (5) 打合せ計画
 - (6) その他、委託者が必要とする事項
- 3 業務計画書の記載内容に追加および変更が生じた場合は、速やかに委託者に文書で提出し、承認を得ること。

第6 技術者の配置

- 1 受託者は、交通計画業務の実務経験が豊かな者を技術者として適正に配置するとともに、本業務の内容について十分に熟知した高度の技術・知識および実績を有する者を管理技術者および照査技術者として配置するものとする。
- 2 管理技術者および照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有するものとする。
- 3 管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

第7 情報収集等

受託者は、関係府省庁が作成した資料等を参考にするとともに、国等の最新動向および他の地方公共団体の取り組みも含めた最新情報を収集・活用し、本業務に必要な調査検討を行うものとする。

第8 成果品

- 1 本業務で納入する成果品は、以下のとおりとする。なお、提出された成果品に係る権利は、委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承諾を受けずに第三者に公表、譲渡又は貸与してはならない。
 - (1) 報告書（A4版） 2部
 - (2) 報告書の原稿データ（Word、Excel等の再編集可能なファイル形式とする。）
- 2 報告書には、報告書内で使用したデータ等の根拠や出典等を明記すること。

第9 完了検査

- 1 受託者は、本業務が完了したときは、社内での十分な精査を行った上で業務完了報告書および成果品を提出し、委託者の検査を受けなければならない。
- 2 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が確認された場合は、受託者は、速やかに委託者が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに関する経費は受託者の負担とする。

第10 その他

- 1 受託者は、委託者等から貸与又は提供された資料について、常にその管理状況を明らかにし、汚損、亡失、流出等事故のないように十分注意し、業務完了までに返納または消去するものとする。
- 2 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 4 契約期間中に、第三者に与えた損害および第三者から受けた損害については、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。
- 5 成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害等の問題が生じないように、しるべき手続きをしたうえで、その文献、資料等の名称を明記するものとする。
- 6 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。
- 7 本業務での検討・検証結果（中間成果物および検討過程の資料を含む）および成果品については、本市の地域公共交通協議会および別に設ける交通事業者との公共交通網再編検討の場において、公開可能なものとしなければならない。
- 8 本業務の実施にあたり、委託者は、受託者に対し、業務委託契約とは別に、協議内容や取り扱うデータなどについて、秘密保持契約の締結を求める場合がある。